（算定政令第五条第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の五　算定政令第五条第四項第二号に規定する組合特定被保険者（指定組合特定被保険者（同条第四項第一号に規定する指定組合特定被保険者をいう。次条において同じ。）を除く。第二号イ及び第七条の七から第七条の十一までにおいて同じ。）に係る高齢者医療確保法第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該組合の調整対象給付費見込額

二　（略）

（算定政令第五条第五項第二号に規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の八　算定政令第五条第五項第二号に規定する組合特定被保険者に係る流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該組合の流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額

二　イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た率

イ　前々年度における当該組合の組合特定被保険者の数

ロ　前々年度における当該組合の被保険者の数

（算定政令第五条第五項第二号ハ及び第三号ニに規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の九　算定政令第五条第五項第二号ハ及び第三号ニに規定する組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該組合の前期高齢者交付金の額

二　第七条の五第二号に掲げる率

第七条の十・第七条の十一　（略）

附　則

（病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例）

第四条　令和八年三月三十一日までの間、第二条、第七条、第七条の四から第七条の十一まで、第十三条及び第十四条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第七条の七（見出しを含む。）	（略）	（略）
第七条の八（見出しを含む。）	第五条第五項第二号	附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第二号
第七条の九（見出しを含む。）	第五条第五項第二号ハ	附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第二号ハ
第七条の十（見出しを含む。）	（略）	（略）
第七条の十一（見出しを含む。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（算定政令第五条第四項第二号及び第五項第三号ニに規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の五　算定政令第五条第四項第二号及び第五項第三号ニに規定する組合特定被保険者（指定組合特定被保険者（同条第四項第一号に規定する指定組合特定被保険者をいう。次条において同じ。）を除く。第二号イ及び第七条の七から第七条の九までにおいて同じ。）に係る前期高齢者交付金の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該組合の前期高齢者交付金の額

二　（略）

（新設）

（新設）

第七条の八・第七条の九　（略）

附　則

（病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例）

第四条　令和六年三月三十一日までの間、第二条、第七条、第七条の四から第七条の九まで、第十三条及び第十四条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第七条の七（見出しを含む。）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
第七条の八（見出しを含む。）	（略）	（略）
第七条の九（見出しを含む。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）